

◎地方交付税法等の一部を改正する法

律

(平成二十二年三月三十一日法律第五号)

一、提案理由(平成二十二年二月一九日・衆議院総務委員会)

○原口国務大臣

……………(略)……………

地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改正する等の必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず、平成二十二年度分の地方交付税の総額につきまして、地方交付税の法定率分に、法定加算額等を加え、交付税特別会計における借入金利子支払い額を控除した額に、雇用情勢等を踏まえた当面の地域の活性化に資する施策の実施に必要な

財源を確保するために一兆四千八百五十億円を加算した額十六兆八千九百三十五億円とすることとしております。

次に、平成二十二年度に予定されていた交付税特別会計における借入金の償還を平成二十八年度以降に繰り延べるとともに、平成二十三年度から平成三十七年度までの間における国の一般会計から同特別会計への繰り入れに関する特例等を改正することとしております。

また、平成二十二年度における措置として雇用対策・地域資源活用臨時特例費を設けるほか、平成二十二年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正することとしております。

あわせて、公営競技を施行する地方公共団体の地方公共団体金融機構に対する納付金の納付制度を五年間延長するとともに、平成二十二年度に限り、地方財政法第五条の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方債を起すことができるとする旨の特例を設けることとするほか、地方公共団体に対して貸し付けられた旧資金運用部資金等の繰り上げ償還に係る措置を三年間延長することとしております。

さらに、子ども手当の創設に伴い地方特例交付金を拡充することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

二、衆議院総務委員長報告(平成二十二年三月二日)

○近藤昭一君 ただいま議題となりました三案につきまして申し上げます。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両案の要旨について申し上げます。

……(略)……

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、地方団体が行う雇用情勢等を踏まえた当面の地域の活性化に資する施策の実施に必要な財源を確保するために一兆四千八百五十億円を加算する等平成二十二年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、平成二十二年度における措置として雇用対策・地域資源活用臨時特例費を設けるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用等の改正を行い、また、公営競技納付金制度及び地方公共団体に対して貸し付けられた旧資金運用部資金等の繰り上げ償還に係る措置を延長し、あわせて、子ども手当の創設に伴

い地方特例交付金を拡充する等の措置を講じようとするものがあります。

両案は、去る二月十六日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同月十九日原口総務大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十四日、三月一日及び本日質疑を行いましたところ、両案は賛成多数をもつていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会において、地方税財政基盤の早期確立に関する件について決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

……(略)……

○決議(平成二十二年三月二日)

(地方税法等の一部を改正する法律(平二二法四)の決議を一括して掲載)

三、参議院総務委員長報告(平成二十二年三月二四日)

○佐藤泰介君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます

す。

(略)

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、平成二十二年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、公営競技納付金制度及び公的資金補償金免除繰上償還措置を延長し、あわせて、子ども手当の支給に伴う地方特例交付金の制度の拡充等を行うおとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、住民税の扶養控除見直しと子ども手当創設との峻別の必要性、地方交付税増額が地方の自由になる財源増額とならない地方財政計画の問題点、民主党マニフェストでの暫定税率廃止と現行税負担水準維持との矛盾、たばこ税増税に伴う葉たばこ農家等への支援策、地方交付税の削減過程と臨時財政対策債の功罪、住民税に係る制度改正が低所得者の生活に与えた影響等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、自由民主党・改革クラブを代表して磯崎陽輔理事より、地方税法等一部改正案に反対、地方交付税法等一部改正案に賛成、民主党・新緑風会・国民新・日本を代表して武内則男理事より両法律案に賛成、日本共産党を代表して山下芳生委員より両法律案に反対する旨の

意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、まず、地方税法等一部改正案につきましては、可否同数となりましたので、国会法第五十条により、委員長は本法律案を原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方交付税法等一部改正案につきましては、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。